

別記様式第1号(第四関係)

長野県中川村農村活性化計画

長野県中川村

平成24年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	長野県中川村農村活性化計画
都道府県名	長野県
市町村名	中川村
地区名(※1)	中川村
計画期間(※2)	平成24年度～28年度

目 標 : (※3)

安心・安全な村づくりを進めることにより、人口減少に歯止めをかけ、農林業の振興や地域コミュニティの充実により地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画期間終了時点の平成28年度末において、計画期間内の定住人口の確保5.05ポイントを達成する。

- ・計画前の転出入の状況(平成19年度から平成23年度) 転入人口601人、転出人口664人、転出入割合90.51%
- ・計画期間内の転出入の目標(平成24年度から平成28年度) 転入人口602人、転出人口630人、転出入割合95.56%
- ・目標の転出入割合95.56%－現状の転出入割合90.51%＝定住人口確保5.05ポイント

目標設定の考え方

地区の概要:

中川村は、上伊那郡の最南端に位置し、屈曲蛇行して流れる天竜川により、竜東南向地区と竜西片桐地区とに二分され、天竜川が形成した河岸段丘が、天竜川にそそぐ小河川によって削られた小段丘地に区分され、地形は急で標高差が大きい。また天竜川にそそぐ河川によって形成された扇状地と南北西に走る断層によって構成され、天竜川の沿岸の氾濫原と上段の丘陵地帯により区分され、気候は上伊那郡下では、最も温暖で、地味肥沃で農産物生産には恵まれている。

また、中央自動車道西宮線によって首都圏・中京圏・京阪神圏の主要な経済圏と概ね2時間～4時間で結ばれ、農産物や工業製品の輸送条件に恵まれており、主に兼業農家による果樹を中心とした農産物の市場供給基地となっている。

中川村においては、農業生産は額等にあつては年々減少し、農家数が減少するなかでも農業は着実な生産を続けており、村の基幹的産業として地域経済や自然環境に重要な役割を担っている。また、地域コミュニティについては、27の集落を構成し、各集落とも地区活動、公民館活動、婦人会、老人会活動等が積極的に行われている。

現状と課題

中川村の主要な産物であるりんご、なし等の果樹は、価格の低迷が続く中、栽培面積は減少傾向であるが、農業体験等の都市住民との交流などにより販売量を維持している農家も多い。農作物の鳥獣による被害は、増加傾向であったが防護柵の設置並びに個体数調整を進めることにより減少に転じている。

人口・世帯については、国勢調査によると平成12年5,475人から平成22年5,074人となり、401人減少している。また、一般世帯数は平成12年1,483世帯から平成22年1,576世帯となり、93世帯増加している。これにより1世帯人員数は、平成12年3.7人から平成22年3.2人に減少し、小世帯化や核家族化が進行している。

これに併せて農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

安心・安全な村づくりを進めることにより、人口減少に歯止めをかけ、農林業の振興や地域コミュニティの充実により地域活性化を目指すこととする。

具体的には、地域コミュニティの中心となる集会所等に予備電源施設を設置することにより、安心・安全な農村基盤を整備し、人口減少に歯止めを掛け地域活性化を図る。

なお、活性化計画終了の平成28年度末には、定住人口確保5.05ポイントを達成する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
中川村	中川村	52 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 (活性化施設等に係る被災防止対策事業(予備電源施設))	中川村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

中川村地区(長野県中川村)	区域面積(※2)	7,705ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積7,705haのうち森林面積は5,874haで耕地面積887haを加えると6,761haとなり、農林地率87.7%で実施要件80%以上である。また、全就業人口3,014人のうち農林漁業従事者が797人で26.4%を占め、農林業が当地区の基幹産業となっている。 (平成22年度村勢要覧による)		
②法第3条第2号関係: 平成22年国勢調査によると人口動態は5年間で3.6%減(平成17年:5,263人⇒平成22年:5,074人)で、少子高齢化に一段と拍車がかかってきている状況にある。また、平成22年農林業センサスによると農家戸数は5年間で11.1%減(平成17年:604戸⇒平成22年:537戸)で、活性化のためには、人口流失防止を図るとともに定住、交流を進めることが、必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当地区は、特定農山村地域及び過疎地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	/	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況の確認は、各年度ごとに住民基本台帳から実績状況を集集し、村議会議員、農業委員、農業協同組合、農業者等の代表者で組織される村農業振興審議会に諮り、次年度対策を検討しながら推進する。

最終評価は、計画期間終了時の平成28年度末において以下の目標を達成する。

○活性化の目標「定住人口の確保」=5.05ポイント

- ・計画前の転出入の状況(平成19年度から平成23年度) 転入人口601人、転出人口664人、転出入割合90.51%
- ・計画期間内の転出入の目標(平成24年度から平成28年度) 転入人口602人、転出人口630人、転出入割合95.56%
- ・目標の転出入割合95.56%－現状の転出入割合90.51%＝定住人口確保5.05ポイント

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。